社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会 役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会(以下「法人」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、この職務のため出張した場合には、別に定める規程(社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程)に基づき、旅費を支給する。

(支給方法)

第5条 通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会 評議員の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会(以下「法人」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、この職務のため出張した場合には、別に定める規程(社会福祉法人長瀞町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程)に基づき、旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。